

# 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護

## 【運 営 規 程】

### 水前寺有料老人ホーム

第1条 医療法人室原会が開設する水前寺有料老人ホーム（以下「本事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

#### （事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

第3条 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

3 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### （名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 水前寺有料老人ホーム

二 所在地 熊本市中央区国府1丁目3-15 水前寺高齢者複合施設3F

#### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1人（常勤、専従又は兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1人以上（常勤又は非常勤、専従又は兼務）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 計画作成担当者 1人以上（常勤又は非常勤、専従又は兼務）

計画作成担当者介護支援専門員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

四 機能訓練指導員 1人以上（常勤又は非常勤、専従又は兼務）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

五 看護職員 1人以上（常勤又は非常勤、専従又は兼務）

介護職員 4人以上（常勤又は非常勤、専従又は兼務）

看護職員は、利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

**（入居定員及び居室数）**

第6条 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 12人
- 二 居室数 12室

**（指定特定施設入居者生活介護の内容）**

第7条 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者3人（又は要支援者10人）に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤を置き、介護を提供する。介護の内容は、次の通りとする。

- （1）入浴・・・利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行う。また週3回は、入浴を実施する。状況により、入浴の実施不可能な場合は、清拭を行う。
- （2）排泄・・・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行う。
- （3）食事・・・利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行う。食事提供時間については、朝食8：00・昼食12：00・おやつ15：00・夕食18：00とする。
- （4）離床、着替え、整容等・・・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。生活リズムを考え毎朝夕の着替えを行うように配慮する。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助する。
- （5）機能訓練・機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。
- （6）健康管理・看護職員その他職員により、利用者の状況に応じて適切な措置を講じる。
- （7）相談援助・利用者とその家族からの相談に応じる。

**（利用料その他の費用の額）**

第8条 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居

者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（但し一定以上の所得のある方は2割または3割）の額とする。

- 2 その他の費用 別途料金表に定める
- 3 第1項から第2項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

#### **（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）**

第9条 施設の居室は介護を行うことができる一般居室であり、介護居室及び一時介護室は設置していないため、介護居室及び一時介護室に移ることはない。

#### **（施設の利用に当たっての留意事項）**

- 第10条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。
- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
  - 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生しないよう、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
  - 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

#### **（受給資格者等の確認）**

- 第11条 本事業所は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときには、当該認定審査会に配慮して、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するように努める。

### (要介護認定の申請に係る援助)

第 12 条 本事業所は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 本事業所は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

### (特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）の作成)

第 13 条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）（以下、「サービス計画」という。）。の作成に関する業務を担当させる。

2 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従事者と協議の上、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画の原案を作成するものとする。

4 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

5 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

### (協力医療機関)

第 14 条 本事業所の協力医療機関は下記の通りとする。

医療機関	病院名及び所在地	医療法人 室原会 室原内科小児科 熊本市中央区国府 1 丁目 1 1 - 9
	電話番号	0 9 6 - 3 6 4 - 3 0 8 0
	診療科	内科・小児科・循環器内科
	入院設備	なし
医療機関	病院名及び所在地	医療法人 竹下外科整形外科医院 熊本市中央区大江 5 丁目 4 - 2 4
	電話番号	0 9 6 - 3 7 2 - 6 4 1 1
	診療科	外科・整形外科・消化器科・リハ科
	入院設備	あり
医療機関	病院名及び所在地	コスモ歯科クリニック 熊本市中央区水前寺 1 丁目 1 - 2 6
	電話番号	0 9 6 - 3 8 3 - 8 8 8 7
	診療科	歯科
	入院設備	なし
医療機関	病院名及び所在地	医療法人 室原会 菊南病院 熊本市北区鶴羽田 3 丁目 1 - 5 3
	電話番号	0 9 6 - 3 4 4 - 1 7 1 1
	診療科	内科、循環器内科、消化器内科、整形外科、 リハビリテーション科、呼吸器内科、放射線科、 神経内科、乳腺外科
	入院設備	あり

### (利用者が施設を利用する際の留意事項)

第 15 条 利用者は施設利用に当たり、次に掲げる事項に留意する。

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用すること。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がある。
喫煙	全館禁煙。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為の禁止。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らない。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理すること。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の禁止。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止。

### (内容及び手続きの説明及び契約の締結)

- 第 16 条 本事業所は、あらかじめ、入居・利用申込者又はその家族もしくは身元引受人に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、施設の入居及び指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結する。
- 2 本事業所は、前項の契約において、利用者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めない。

### (サービスの提供の開始等)

- 第 17 条 本事業所は、正当な理由無く利用者に対する指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒まない。
- 2 本事業所は、利用者が指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて本事業所以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げない。
  - 3 本事業所は、入居申込者又は利用者（以下「利用者等」という。）が入院治療を要する者であること等利用者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他適切な措置を速やかに講じる。
  - 4 本事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の把握に努める。

### (利用者に関する市町村への通知)

- 第 18 条 本事業所は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延無く、意見を付しその旨を市町村に通知する。
- (1) 正当な理由無しにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### (地域との連携)

- 第 19 条 本事業所は下記のような、利用者地域の方々との密な交流・連携を図る。
- (1) 地域の行事（夏祭り・一斉清掃など）に積極的に参加する。
  - (2) 地域のボランティアを積極的に受け入れる。
  - (3) 地域に開かれた事業所を目指し、地域の民生委員や老人会等に地域交流スペースを開放する。

### (緊急時等における対応方法)

- 第 20 条 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態

が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

#### (非常災害対策)

第 21 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

#### (個人情報保護・秘密保持)

第 22 条 従業者は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所で介護サービスの提供(サービス担当者会議等)以外では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### (苦情処理)

第 23 条 管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### (事故発生時の対応)

第 24 条 本事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 本事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 4 本事業所は、事故の発生した状況に際して取った処置について記録する。

#### (利益供与の禁止)

第 25 条 本事業所は、医療・福祉サービス事業者又はその職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 本事業所は、医療・福祉サービス事業者又はその職員から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受し

ない。

#### (虐待防止に関する事項)

第 26 条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### (記録の整備)

第 27 条 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 本事業所は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束などの様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 19 条・第 25 条・第 27 条に基づく市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### (会計の区分)

第 28 条 本事業所は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

#### (その他運営についての重要事項)

第 29 条 本事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 社内勉強会 年6回
- 2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等については、事業所従業者の勤務体制について各従業者の職種、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等について勤務表上明確にする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人室原会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成23年5月1日より施行する。  
平成24年4月1日一部改訂、施行する。  
平成26年4月1日一部改訂、施行する。  
平成27年4月1日一部改訂、施行する。  
この規定は、平成28年11月1日改訂、施行する。  
平成31年 4月1日改訂 施行する。  
令和 5年 3月1日改訂 施行する。